

別表第1(第3条関係)

補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
	研修のみ	研修のれん分け			
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村	同左、指導農業士	市町村又は農業協同組合		市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者			以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の園芸農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)	以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
			簿記記帳を行う農業者であること		
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(雨よけ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること)。				
	重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて設置すること(補助対象外) ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外)				
補助対象経費	・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること		法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウス等の整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと	・既存ハウスを取り壊す場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化であること、また、既存面積と同等以上のハウス等の整備であること	市町村単位で受益戸数が3戸以上であること ただし、産地の基幹品目又は市町村が振興する品目で市町村長が必要と認めるときは、この限りでない
	産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと	指導農業士が事業実施主体の場合は、以下のすべてを補助事業者が確認していること ・独立自営を目指す者を受け入れることが見込まれていること ・その者が就農する際、当該ハウスがのれん分けされること			
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ベント、樋、天窓など) ・附帯施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、中長期展張フィルムなど) ・施工費(中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む)				
補助対象限度額	・一般ハウス:1,100万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,400万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a		・一般ハウス:1,100万円/10a ・軒高・高強度ハウス:1,400万円/10a		550万円/10a
	以下の附帯設備を整備する場合は、各区分の限度額に上乘せる ・中長期展張フィルム:100万円/10a ・高温対策設備:200万円/10a ・養液栽培設備:300万円/10a ・循環式殺菌処理装置:230万円/棟				
補助対象事業費に対する補助率	県	新設:2分の1以内	新設:5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内
		中古:5分の2以内			
	市町村	3分の1以上		3分の1以上	4分の1以上
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					